

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部改正について

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市小中学校通学区域審議会委員の定数の適正化を図るため、また、より幅広い意見を反映させるため本案を提出します。

令和7年 月 日

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則

一宮市小中学校通学区域審議会規則(昭和42年一宮市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>25人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 略 (2) <u>市長部局の職員</u> (3) 略 (4) <u>市立小中学校P・T・A代表</u> (5) <u>学識経験を有する者</u>	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。 2 略 (1) 略 (2) <u>有識者</u> (3) 略 (4) <u>市立小中学校PTA経験者</u> (5) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

一宮市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市小中学校通学区域審議会規則第 3 条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市小中学校通学区域審議会委員 委嘱候補者

氏 名		備 考	新任 再任
おぜき 尾関 さとる		一宮市議会議員 (経済教育委員会委員長)	新
かぜおか おさむ 風岡 治		有識者 (愛知教育大学教授)	新
いとう りょうすけ 伊藤 良介		市立小中学校長 (一宮市立丹陽小学校長)	新
にしもと まさし 西本 匡志		市立小中学校長 (一宮市立奥中学校長)	新
いわた けいこ 岩田 佳子		市立小中学校 PTA 経験者 (令和5年度一宮市小中学校 PTA 連絡協議会会長)	新
はら かつおみ 原 克臣		市立小中学校 PTA 経験者 (令和6年度一宮市小中学校 PTA 連絡協議会会長)	新
よこい かねゆき 横井 兼行		一宮市職員 (まちづくり部長)	新

2. 委嘱期間

2025年10月28日から当該諮問にかかる審議を終え答申を行う日まで

学校給食費の改定について

学校給食費の改定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市学校給食審議会より、学校給食費の改定についての答申があったため、本案を提出します。

学校給食費の改定

1 改定学校給食費

	現在額	改定額	増減額
小学校	2 8 5 円	3 3 5 円	5 0 円
中学校	3 2 5 円	3 8 5 円	6 0 円

2 改定時期

2 0 2 6 年 4 月 1 日

3 改定理由

一宮市の学校給食では、食材価格の上昇等の諸問題を解消するため、学校給食費を2023（令和5）年4月に改定しており、それ以降、学校給食費の改定はありません。

2023年度以降の牛乳の価格は、年々上昇しており、また、米飯・パン・麺といった主食の価格も昨今の米価格の上昇に伴い上昇しています。これらの影響からおかずである副食材料の購入に充てることができる費用は減少しています。

また、副食材料の価格についても、原材料高や物流費等の上昇により、ほとんどの食材の価格が上昇しています。

これまで、学校給食の質の低下につながらない範囲で使用食材を見直すなど努力を重ねてきましたが、このような状況下、給食の質を低下させずに栄養所要量を維持し、安全で安心して食べられる給食を安定して提供していくことは極めて困難な状況になりました。

つきましては、学校給食費を改定することにより、この問題を解消し、児童生徒の健全な成長を目指すものです。

なお、この学校給食費改定については、令和7年度一宮市学校給食審議会において慎重審議され答申を受けたものです。

25 答申学給第 1 号
2025 年 8 月 25 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉 様

一宮市学校給食審議会
会長 渡 辺 昭

学校給食費の改定について（答申）

2025 年 5 月 9 日付け 25 諮問学給第 1 号で諮問のありましたこのこと
については、慎重審議の結果、次のとおり答申する。

- 1 学校給食費の額
小学校 285 円を 335 円にする。
中学校 325 円を 385 円にする。
- 2 改定時期
2026 年 4 月 1 日

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和7年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
45	いちい信用金庫 理事長 かわぐち としお 川口 敏男	「ふれあい紙芝居」	一宮市に伝承される民話をもとに、昔ばなしを題材とした紙芝居を無料で講演する。	2025年11月21 日(金)	いちい信用 金庫本店	無	(7)